



これだけは押さえておきたい！

管理・監督者のための労働法=35のポイント

現場で多発するトラブル事例に対応するための法律知識と実務ポイント

開催日時

2021年12月7日(火) 13:00~17:00

対象：経営幹部、管理・監督者

様々な労働紛争が多発する今、部下管理を行ううえで労働法の知識は欠かせません。正しい知識に裏打ちされた的確な初期対応を現場で行えるか否かで、その後の展開が大きく左右されます。本セミナーでは、管理者や現場の監督者が日常の職場管理で心得ておくべき労働法の35の実務ポイントについて、法改正や最近の判例、働き方改革の動向やコロナ下での留意点などをふまえ、身近な事例をもとに具体的に解説します。

(詳しくは裏面をご覧ください)

講師

石寄・山中総合法律事務所 パートナー
弁護士

江島 健彦氏

早稲田大学政治経済学部卒業。2005年弁護士登録（第一東京弁護士会）。解雇事件、割増賃金請求事件、労災事件、団体交渉及び不当労働行為救済申立事件等主に人事労務問題全般を使用者側の立場から手がける。顧問先への助言指導や法廷活動のほか、各種講演・セミナー・研修に活躍中。

[主 著]

「職場の労務トラブル解決ガイド」(「ビジネス法務」中央経済社) ほか

主催

みずほリサーチ&テクノロジーズ

TEL ☎0120(737)132

会場

当社セミナールーム

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル3F
(JR・地下鉄銀座線新橋駅下車5分、都営三田線内幸町駅上)

参加費

★テキスト代を含みます。

★お取消等については、裏面のご参加要領をご覧ください。

ゴールド会員(旧特別会員)

26,400円

(うち消費税 2,400円)

シルバー会員(旧普通会员)

28,600円

(うち消費税 2,600円)

左記会員以外

31,900円

(うち消費税 2,900円)

お申込みはホームページからどうぞ

セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

検索

<https://www.mizuhosemi.com>

郵便でのお申込みは

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1

みずほリサーチ&テクノロジーズ

人材育成事業部(セミナー担当)

FAXでのお申込みは

☎0120(737)219

No.21-11207

「管理・監督者のための労働法=35のポイント」参加申込書

(2021. 12. 7)

住所	〒	TEL
	(フリガナ)	FAX
会社名		従業員数 <input type="checkbox"/> 100名未満 <input type="checkbox"/> 100~300名未満 <input type="checkbox"/> 300名以上 <input type="checkbox"/> 100名以上
参加者	ただいま、郵便・FAXでのお申込み受付を中止させていただいております。	
派遣責任者名		
請求書送付先	所属	役職
		氏名
連絡事項		

※ご記入いただいた個人情報の利用目的、ご参加要領に関しては裏面をご覧ください。 ※同業の方のご参加はご遠慮ください。

(Web用)

講義内容

- 1 労働法（労基法・派遣法・均等法等）に違反するとどうなるのか
- 2 監督権限と管理権限、懲戒権の区別
- 3 監督者の刑事・民事責任とはどのようなものか
- 4 役員の刑事・民事責任とはどのようなものか
- 5 基本給に固定残業代80時間分含むとの規定は有効で残業代を支払わなくてもよいのか
- 6 残業申請せずタイムカードやICカードで残業代を請求する部下にどう対応するか
- 7 自宅での業務に関するメール発信は労働時間か
- 8 営業はすべて所定労働時間のみでよいのか
- 9 休日労働命令は子供の運動会やディズニーランドに行く約束に優先するか
- 10 振休と代休の違い。割増賃金支払の有無は
- 11 1カ月に及び長期休暇申請への対応は
- 12 退職時の有休一括申請を拒否できるか
- 13 上司が部下の女性を夕食に誘うのはセクハラか
- 14 セクハラに対する懲戒の程度はどのような基準で考えるのか
- 15 不倫に対して懲戒できるのか
- 16 部下が嫌がる仕事を命じるのはパワハラか
- 17 パワハラに対する懲戒の程度はどのような基準で考えるのか
- 18 定期検診や再検査の受診拒否にはどう対応するか
- 19 働き過ぎやパワハラが原因で精神障害になったといわれたら事業主証明をしなければならないか
- 20 休職中の社員から「復帰可能」の主治医の診断書が提出されたら
- 21 精神障害による休職の場合、軽作業でも戻す必要があるか
- 22 本当に兼業や副業を認めなければならないか
- 23 企業外非行（飲酒運転、痴漢）を懲戒できるか
- 24 軽微な非行を繰り返す社員への対応は
- 25 従業員へ貸与したパソコンを監視または閲覧できるか
- 26 退職後の競業禁止義務は、本当に効力があるのか
- 27 懲戒解雇であれば常に退職金全部を没収できるか
- 28 能力不足や協調性のない社員を普通解雇できるか
- 29 解雇時の紛争増加と人事考課・メモの作成の重要性
- 30 派遣と業務処理請負と出向の区別は
- 31 上限特約・不更新特約を結べば必ず期間満了で雇止めになるのか
- 32 正社員のみに通勤手当を支給したり病気休職を付与していると有期契約者に対する「不合理」な差別となるのか
- 33 在宅勤務している従業員に対して、出社を命ずることができるのか
- 34 従業員が在宅勤務でテレワークなので、会社から通えない場所に住んでも良いのか
- 35 私的な会食の機会や人数を制限し、これに違反したら処分できるのか

※プログラムの無断転用はお断りいたします。

内容等に関するお問い合わせ先 TEL  0120(737)132

・事前にご質問がございましたら、下欄にご記入ください。当日講師よりお答えいたします。

ご参加要領

- ① ホームページから簡単にお申込みができますので、是非ご利用ください。折り返し、電子メールにて参加証と請求書をお送りします。
書面にてお申込みの場合は表面申込書にご記入の上、当社まで郵便またはファクシミリでご送付ください。
折り返し、郵送にて参加証と請求書をお送りします。
- ② ご参加費につきましては請求書記載の金額に基づき、セミナーの3営業日前までに下記の口座にお振込みください。
なお領収書の発行は省略させていただきます。お振込み手数料はお客様のご負担をお願いいたします。
みずほ銀行 東京営業部 普通預金 No.2035802 ミズホリサーチ&テクノロジーズクラブシキガイシャ
- ③ 満員等によりお席をご用意できない場合は電話でご連絡申し上げます。
- ④ お取消の場合は開催日の前営業日17時までにお電話にてご連絡ください。参加費は全額ご返金いたします（お振込みの際の手数料については、お返しいたしかねます）。なお、開催3営業日前までに参加費のお振込みがなかった場合でも、自動的にお取消とはなりません。前営業日17時までにご連絡が無かった場合はお席をご用意している関係上、参加費全額をご負担いただきますので留意ください。
- ⑤ 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。
- ⑥ セミナー内容の録音・パソコン類のご使用はご遠慮願います。
- ⑦ 駐車場はございませんので、車でお越しはご遠慮ください。
- ⑧ 車椅子のご利用等、お体が不自由でお席についてご相談のあるお客さまは、事前にご連絡をお願いいたします。
- ⑨ 最少催行人員に達しない場合や諸般の事情により開催を中止させていただく場合がございます。

個人情報の利用目的

- ① 商品やサービス等のお申込の受付のため。
- ② 商品やサービス等のお取引における管理のため。
- ③ 商品やサービス等のご提供に必要なご案内・ご連絡・ご請求等を行うため。
- ④ ダイレクトメールの発送等、当社や提携会社等の商品やサービス等に関する各種ご提案・ご案内のため。
- ⑤ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

みずほリサーチ&テクノロジーズ

セミナーのご案内はホームページでもご覧いただけます。 <https://www.mizuhosemi.com>